

いばらきヘルスロード普及「エンジョイウォーキング事業」実施要項

1 目的

いばらきヘルスロードは、高齢社会を見据えて県民誰もが安全に歩ける道(コース)として、健康づくりのためにウォーキングの推進を図ることを目的とし、本県独自に指定しているものです。県レベルのタウンモビリティを考えたノーマライゼーションの思想に基づいており「第3次健康いばらき21プラン」(平成30年3月策定)の中に位置づけられています。

エンジョイウォーキング事業は、県民が家庭、地域、職域等において家族や仲間と安全に楽しくウォーキングを実践し、運動習慣づくりに取り組めるよう、ヘルスロードの普及を図るとともに、ウォーキング実践のための支援を行うことを目的としています。

2 主催

茨城県、茨城県立健康プラザ

3 対象者

全ての県民

4 事業内容

ヘルスロードなどを歩き、各賞の規定を達成した方に、記録証を進呈します。

スタート賞(水戸～袋田の滝)

・歩行距離が50km以上に到達し、指定されたヘルスロードを1回以上歩いた方に、記録証を進呈します(ヘルスロードについては1コース1回以上歩いていれば可とし、それ以外はヘルスロードに限定するものではありません)。

100km賞(水戸～東京間)

・歩行距離が100km以上に到達し、指定されたヘルスロードを2回以上歩いた方に(コースの重複可、以下同じ)、記録証を進呈します。

200km賞(水戸～富士山間)

・歩行距離が200km以上に到達し、指定されたヘルスロードを3回以上歩いた方に(コースの重複可、以下同じ)、記録証及びヘルスロードロゴ入り帽子を進呈します。

1、000km賞(水戸～熊本間)

- ・歩行距離が1、000km以上に到達し、指定されたヘルスロードを4回以上歩いた方に(コースの重複可、以下同じ)、記録証を進呈します。

3、000km賞(水戸～沖縄間往復)

- ・歩行距離が3、000km以上に到達し、指定されたヘルスロードを5回以上歩いた方に(コースの重複可、以下同じ)、記録証を進呈します。

※記録証の進呈は3、000km賞をもって終了とします。

※歩数のみで申請のあった場合は、1歩＝70cmに換算し各賞に認定します。

5 実施期間

各賞の対象とする期間は通年とし、年度または年毎の区分は設けません。

6 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、ウォーキングカードまたは任意様式に、申し込む賞に関する、コース番号、実施日、歩行距離(kmまたは歩数)のすべてを記入したものを添付し提出してください。応募は持参、郵便またはFAXによるものとします。

7 ヘルスロードグッズの進呈

200km賞に合致していると認めた場合は、ヘルスロードロゴ入り帽子を進呈します。

なお、グッズの在庫がなくなり次第進呈は終了とします。

200km賞 ヘルスロードロゴ入り帽子



8 記録証及びグッズの送付時期

常時応募を受け付けます。記録証及びグッズは応募した月の翌月以降に、申請者または代表者へ送付します。

例: 4月に応募があった場合、5月以降に記録証とグッズを送付します。

9 達成者の周知・広報

各賞の達成者で同意を得た者は、健康プラザホームページにて市町村と氏名を公表させていただきます。なお、ホームページの掲載期間は原則として1年間とします。

10 応募先

茨城県立健康プラザ 健康づくり情報部
エンジョイウォーキング応募係
〒310-0852 水戸市笠原町993-2
TEL 029-243-4216 FAX 029-244-4852

付 則

この要項は、平成19年5月8日から施行する。

付 則

この要項は、平成24年3月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成30年12月14日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年7月14日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和4年2月28日から施行する。